

韓国租税政策の変遷と今後の展望に関する研究：国 税体系と税制機構を中心に

鄭, 鉉
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494610>

出版情報：比較社会文化研究. 17, pp.33-59, 2005-03-15. Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



韓国租税政策の変遷と今後の展望に関する研究

— 国税体系と税政機構を中心に —

チョン キ ヒョン
鄭 璣 鉉

第1章 序論

第2章 これまでの研究

第3章 韓国の租税体系と税務行政機構

第1節 韓国の租税体系

1. 税制の変遷
2. 国税体系の現況

第2節 韓国の税務行政機構

1. 税政機構の変遷
2. 国税庁の沿革と組織現況
3. 税理士制度

第4章 結論

※ 資料

※ 参考文献

第1章 序論

国家の租税の体系と国税行政組織の枠組は非常に重要である。すなわち時代に合致する租税体系を構成し、それに合わせて国税行政組織を弾力的に改編することは、国家にとり極めて重要だと考える。韓国は歴史的に外部から多くの影響を受けてきた。特に租税政策については、日本の植民統治と米軍政そして6.25戦争などが大きな影響を及ぼしたと言える。

日本統治時代初期(1910～1919)は植民地収奪体系の整備が強行された時期である。総督府に臨時土地調査局が設置され、当時主な税であった地税が徴収され、新3税と呼ばれる酒税、タバコ税、家屋税が創設されて税金徴収が強化された。日本統治時代中期(1920～1936)は、5つの税務監督局とその下に997の税務署が設置された。当時の税務署は、現在の国税庁の下部組織である税務署の母体になった。設置時税務公務員の総数は約1,200人程度であった。税務署

長以上の幹部級は大部分日本人が占めた。日本統治末期(1937～1945)は租税収奪強化政策の最高潮期であり、この時税目は37個であった。1910年当時税目は10個だったが、3倍以上に増加している。

米軍政期(1945.9～1948.8)は財政政策の失敗で物価が14倍も急騰した。インフレーションが深刻化したために租税体系を整備して地税、所得税、相続税、酒税、遊興飲食税、印紙税、登録税などの課税範囲を拡大し、税率を上げた。また日本統治時代の税政機構を改編した。財務部に司税局を新設し、道の財務局を廃止して韓国地域各道に9つの国立司税庁と64の国立税務署を設置した。このような税政過程を経て1948年の大韓民国政府樹立期を迎えるようになった。

この時期に韓国は40年ぶりに財政の自主権を回復した。自主的な大幅な税制整備と経済安定のための政府の積極的な努力により、前例がない黒字が発生し均衡財政となった。しかし6.25戦争で進展が水泡に帰してしまった。戦争中は戦費調達方法の一環として租税臨時増徴法を制定した。ほとんどの税目の税率を5%～100%引き上げて戦費を調達した。戦争以後開発時代を経て現在に達するまで何回も租税体系と国税行政組織を改編してきたが、まだ改革しなければならない部分が多いと考える。

韓国の租税政策は歴史的に外部から大きな影響を受けてきた。したがって現在の韓国租税体系と国税行政組織が、いかなる影響を受けて構成されているかを考察しなければならない。適切な租税体系を確立して税務行政組織を編成することはなによりも重要である。

本論文は韓国の税政と現代の日本、米国等先進国家の税政を比較し、長所を導入して短所を廃止する等の租税政策を展開して、真の意味の民主税務行政を実現することにその目的がある。すなわち、変化する時代に合致する租税体系を確立してこれに合った国税行政組織を構成し、国民へのサービスとともに国家の発展に寄与しようとする。

以下、第2章では、主に韓国租税研究院が発表した韓国租税政策の問題点などを記述した。

第3章では、韓国の租税体系と韓国の税務行政機構を検討した。韓国の租税体系については、税制の変遷と国税体系の現況について論じた。税制の変遷に関し、まず米軍政時代の国税体系を記述した。次に大韓民国政府樹立期の税

制と6.25戦争期の税制そして戦争直後の国税体系を記述した。また戦後現在までの国税の体系の重要な事項を、年度別図表とともに記述した。国税体系の現況に関しては、1998年から2002年までの歳入及び歳出を年度別に検討した。そして国税と地方税の比率、外国の国税と地方税の比率、間接税と直接税の比率、外国の直接税と間接税の比率、租税負担率等を検討した。韓国の税務行政機構については、まずは政府樹立以後の税政機構の変遷を図表を中心にまとめた。次に国税庁の主要沿革を、1960年代から現在までを中心に記述した。また、国税庁本庁と地方国税庁、税務署を、組織図等を中心に概観した。更に国税公務員教育院など、1934年以後の税務公務員教育機関の変遷を、そして最後に、2002年現在の韓国の税務代理人開業状況と日本税理士の登録者数について図表で説明した。

第4章では、租税政策の比較と韓国租税政策の発展の展望について記述した。韓国租税政策の過去と現在そして日本などいくつかの国家の租税制度との比較について述べ、これを土台に本論文の核心である韓国租税政策の発展の展望について論じた。

文献は韓国と日本の資料を主に参照した。研究方法としては、まず租税体系と税務行政組織に関するこれまでの研究を分析し、新しい関連資料も収集してそれぞれについての比較を行うことに重点をおいた。そして税務行政の問題点と改善の展望について論ずるにあたり、10年以上の実務経験を活かした。もちろん急変する世界情勢と国内情勢を把握しながら正しい租税政策のあり方を明らかにするため、関連する政策資料も参考にした。

第2章 これまでの研究

租税政策は範囲が広い。各税法に基づく自主申告、課税、徴収、滞納整理そして不服申立てへの対応に至るまで全て重要な過程である。このような手順を実施する税務行政は膨大な組織で構成されており、各分野に適切な要員が配置されなければならない。韓国では多くの変化を経つつ、現在の租税体系と税務行政組織が構成されているが、まだいろいろな不備がある。時代に合致する租税体系を構成し、これに合わせて租税行政を編成してこそ最も先進的な民主税政になる。

韓国では租税政策の色々な分野で多くの研究結果が発表されてきたが、租税体系と税務行政組織を連結した詳しい研究はほとんどない。韓国租税研究院が研究発表した内容で大きな影響のあった部分を要約すれば、次の通りである。

1. 韓国租税研究院が1997年に発表した「日・韓国税行政の比較評価」に関する研究の要旨は次の通りである。

1) 租税体系分野

韓国では最近直接税の比重が増してきたがまだ間接税中心の税制であるのに対し、日本では戦後はやくから所得税等直接税中心の租税構造を採用した。この点が韓国と日本の租税制度の大きな違いである。また韓国では所得税が全体の22.8%、法人税が14.1%で、所得に対する課税総額が歳入総額に占める比重は約37%に過ぎない。日本の場合は所得税が歳入総額の35.7%、法人税が25.0%で所得に対する課税総額が60%を上回っている。

所得税は能力にともなう租税負担の原則に最も忠実であるという長所を持ち、米国と日本の税制で最も重要な位置を占めている。したがって間接税中心の韓国の租税体系を転換し、所得税が税収面で中心的役割を果たせるように負担能力にともなう所得税を中心とする公平な税制を作ること長期的租税政策の基本方向としなければならない。

2) 国税庁機構の改編分野

韓国国税庁の組織は開庁当時と比べて量的には注目するに値する成長をしたが、その基本骨格は発足当時の税目中心の組織から大きな変化がない。日本国税庁は1991年、韓国と同じ税目別組織を納税者別組織へと再編した。この改編の動機は1989年に導入された消費税であった。直接税・間接税という枠組みの税務行政は非効率化したのである。日本国税庁の1991年度機構改革の内容を見れば申告所得税、法人税及び消費税を統合的に処理して納税者の便宜を図るため、改革前の所得税部門、資産部門、法人税部門、間接税部門など税目別の部門を個人課税部門と法人課税部門に再編したのである。

現在、税務行政組織の世界的趨勢は経済環境の急速な変化と納税者数の急激な増大に対応して、税目別組織から機能別の納税者サービス中心の組織への改編である。特に申告納税制度の定着のためには、国税庁組織を機能別組織に転換することが必要である。

2. 韓国租税研究院が2002年に発表した「OECD 国家における最近の租税改革議論の動向」に関する研究の内容は次の通りである。

1) 韓国租税制度の特徴は、低い租税負担率と租税政策の低い所得再分配効果である。

2) 韓国租税政策の問題点は所得税制の高い控除率、財産関連税制による効率的土地利用の阻害、脆弱な付加価値税制の基盤、複雑な消費関連税制、相続及び贈与税の高い脱税率、目的税と準租税の乱用などである。

3) また韓国租税政策を改善する方向は、所得及び消費関連税制の基盤拡充、土地利用の効率性向上のための財産関連税制改編、消費関連税制の単純化と目的税の撤廃、租税の公平化などである。

以上がこれまでの韓国の租税体系と税務行政組織分野での研究結果と見られる。これを参考にしつつ、望ましい韓

国の租税体系及び税務行政組織のあり方を考えたい。

第3章 韓国の租税体系と税務行政機構

第1節 韓国の租税体系

1. 税制の変遷

韓国の税制は日本の植民地支配と6.25戦争等外部の要因によって多くの影響を受けて変遷してきた。税制の体系及び内容も時代的状況の要求によりその時々税目を新設、統

廃合、廃止しながら発展してきた。韓国で税金という語が使われ始めたのは1894年である。この時租税の金納制が導入施行された。当時貨幣制度は銀貨本位制であり、これに合わせて金納制が採用されたのである。金納制は朝鮮時代に常平通宝を鑄造通用させ、米や布を納める租税物納慣行を廃止し、「代銭」で納付させたことがその嚆矢と見られる。¹⁾

1945年解放当時の国税体系は次の通りである。

表3-1 光復直後の租税体系(1945年8月)²⁾

国 税	收得税	所得 税	所得税 法人資本税 特別法人税	收 益 税	地稅 ³⁾ 事業稅 ⁴⁾ 資本利子税 取人所特別税 鉾区税	特別 所得 税	相続税 臨時利得税 利益配当税 公債利子税 社債利子税 外貨債特別税
	流通税	乾縮税、朝鮮銀行券発行税、馬券税、 ⁵⁾ 噸税、通行税、広告税、印紙税、登録税、 ⁶⁾ 取人税					
	消費税	電氣ガス税、 ⁷⁾ 酒税、 ⁸⁾ 、清涼飲料税、 ⁹⁾ 砂糖消費税、織物税、 ¹⁰⁾ 骨牌税、 ¹¹⁾ 遊興飲、食税、 ¹²⁾ 物品税、 ¹³⁾ 入場税、 ¹⁴⁾ 特別行爲税、関税、出港税					

分類体系が収得税、流通税、消費税で構成されており、税源の前近代性を示している。現代社会の税源が所得、消費、資本であるとみれば、所得を「収得」という概念に含めていて所有所得、事業所得、勤労所得の区別が明確でない。また流通税は消費税とは独立に分類している点が特異である。

解放直後の政治社会的な混乱の中で、1948年に大韓民国

の政府が樹立されるまでの米軍政は収得税に属する特別法人税、公社債利子税を撤廃して税制を簡素化した。消費税に関しても、酒税と清涼飲料税を飲料税で統一した。米軍政は日本植民地時代末に37個の税種に達した複雑な国税体系を整理、簡素化して税目を24個まで削減した。¹⁵⁾1948年7月末米軍政時代の国税体系は次の通りである。

- 1) 韓国開発研究院、『韓国財政40年史』、韓国開発研究院、1991年、52頁。
- 2) 韓国財務部、『韓国税制史〈上巻〉』、韓国財務部、1979年、197頁。
- 3) 1951年9月25日施行停止。
- 4) 1949年8月13日営業税に統合。
- 5) 1962年1月1日地方税で移譲。
- 6) 1977年11月地方税で移譲。
- 7) 1977年6月30日付加価値税。特別消費税の施行で廃止。
- 8) 1947年11月飲料税に統合。
- 9) 1947年11月飲料税に統合。
- 10) 1954年3月31日物品税に統合。
- 11) 1950年12月1日物品税に統合。
- 12) 1977年6月30日付加価値税、特別消費税の施行で廃止。
- 13) 1977年6月30日付加価値税、特別消費税の施行で廃止。
- 14) 1977年6月30日付加価値税、特別消費税の施行で廃止。
- 15) 整理(廃止、統合)された税目:出港税(1945年8月15日廃止)、取引所特別税(1946年1月16日廃止)、砂糖消費税、広告税、建築税(1946年8月31日廃止)、特別法人税、臨時所得税(1946年12月31日廃止)、酒税、清涼飲料税(1947年11月1日統合)、公・私債利子税、外貨債特別税、資本利子税(1948年4月1日廃止)。

表3-2 米軍政時代の国税体系¹⁶⁾

国 税	所得税	所 得 税	第 1、2、3 種所得税
		收 益 税	地稅、事業稅、釐稅
		特別收益稅	利益配當稅
	財産稅	相続稅、法人資本稅	
	消費稅	飲料稅(酒稅包含)、物品稅、遊興飲料稅、特別行爲稅、入場稅、馬券稅、織物稅、電氣ガス稅、骨牌稅、通行稅、関稅	
	流通稅	印紙稅、登録稅、朝鮮銀行券発行稅、噸稅	

1946年に租税収入が歳入に占める比重はわずか6%前後であった。¹⁷⁾

1) 政府樹立期の税制

1948年の政府樹立後、韓国は40年ぶりに財政の自主権を回復した。1950年からは経済安定15原則¹⁸⁾の強力な推進と共に財政状態が大きく改善された。同年4月以後6.25戦争開始までは黒字が発生するほど景気が良くなり、国民経済も安定し始めた。しかし1950年6.25戦争の開始で、あらゆる進展が水の泡となってしまった。

当時の税制改革は法人税、免許税、贈与税を新設し酒税を復活した。既存の骨牌税、特別行為税、法人資本税、利益配当税、譲渡所得税が廃止になり、所得税は一般所得税と特別所得税に分離された。¹⁹⁾結局8個の直接税と14個の間接税により、総税目は22個となった。税収の歳入に占める比率も1948年に26.1%となり、解放直後より改善された。営業税の課税方法は現年度6カ月実績主義に変更して税率を引き下げ、間接税中奢侈品などに対する税率を引き上げた。これは健全財政の確立と租税負担の公平に寄与するために実施された1949年の税制改革要望²⁰⁾を反映したものである。一方、1949年12月に国税徴収法が制定され、国税徴収の一般的な内容と徴収方法及び滞納処分等に関する詳しい規定が備わるようになった。²¹⁾

2) 6.25戦争期の税制

莫大な戦費調達のために、戦争期間中政府は1950年12月及び1951年4月に戦時税制を改革して税収を大きく増大させた。

1950年12月の第1次税制改革では租税臨時増徴法を制定して所得税、地稅、營業稅、釐稅、酒稅、通行稅、物品稅、遊興飲食稅、立場稅等ほとんどあらゆる税目の税率を5%~100%引き上げた。そして地稅の課税標準を賃貸価格から土地収益に代えて大幅な増徴を試みた。これは当時都市が戦乱の被害が大きく税源としての地位を喪失したので、農村に税源を求めたのである。また譲渡所得税を復活して投機所得を吸収し、物品税の課税範囲を生活必需品(マッチ、のり等)にまで拡大すると同時に税率を引き上げ、營業稅に關し營業鑑札制度を新設した。1951年4月の第2次税制改革では租税特例法を制定して所得税、法人税、營業稅、物品稅、遊興飲食稅、立場稅等に対する賦課徴収特例を認め、課税標準の前年度実績主義から現年度実績主義への変更、短期納付制度及び随時賦課制度、一時的移転場所での徴収許容認定課税制度を採用した。このように税率、納期、徴収方法を戦時税制で調整した。一方、戦時下の混乱と無秩序に便乗して脱税と滞納等税法違反が横行していたので、これを厳しく処罰し、防止することを目的に1951年5月7日租税犯処罰法が制定された。²²⁾

このような税制改革によって戦時租税収入は顕著に増加した。1949年の租税収入は印紙収入まで含めて136億ウォンだったが、1953年は2兆566億ウォンで151倍まで増加した。増加内容を税目別に見れば、次の表ようになる。最も顕著に増加したのは地稅(土地取得稅)である。6.25戦争前の

16) 張炳淳、『韓国税政社』、普成社、1973年、371頁。

17) 張炳淳、『韓国税政社』、普成社、1973年、369頁。

18) 通貨、財政、金融分野、流通秩序分野、生産、貿易分野、賃金分野で構成。

19) 一般所得:土地、家屋所得、利子、利益配当所得、事業所得、勤労所得、その他の所得

特別所得:1種所得(内国法人から受けとった清算所得及び一般退職給与)、2種所得(公債、私債、金融債券、銀行預金等の利子)。

20) 一 経済再建を促進するために所得税等入税系統の負担を軽減する一方、インフレを抑制するために奢侈品及び消費品目に重課

一 従来の不動産重点課税主義税制を動産及び陰性税源に重課する税制に改編し、一般所得税及び營業稅の課税方法を改善

一 財政需要の充足のため少なくとも新税の創設、課税対象の拡大

一 零細所得層に軽減して高所得層に重課

一 營業稅の課税方法を前年度実績課税主義から現年度実績課税主義に変更

一 租税制度の簡素化と民主化のため税法を統合、分離。

21) 国税収入を確保する目的で制定され、現行国税徴収法と内容が類似。ソウル市、市町村はその所轄区域内の地稅と国税を徴収して国庫に納付。

22) 一 免許なく物品を製造、販売した者、正当な事由なし3回以上滞納した者、營業鑑札なく營業した者などを処罰。

1949年には租税収入総額の6.2%に過ぎなかったが、戦争中の1951年は25.1%、1952年は31.4%、1953年は30.0%に激増して、戦時財政の大きな比重を占めた。次に顕著な増加を見せたのは営業税である。租税収入総額中の比重は1949年に4.9%、1951年に12.5%、1952年に13.2%、1953年に14.9%へと顕著に増加した。これは税制改革による営業税率引き上げと短期納付制及び認定課税制の採用などに由来するものであった。関税収入も顕著な増加を見せ、1949

年には租税収入総額の10.6%だったが1951年に11.5%、1952年に15.2%、1953年に17.1%へと増加した。酒税、織物税、物品税の比重もやや増加した。反面、顕著にその比重が減少したのが所得税で、戦争前の1949年に租税収入総額中の26.8%を占めたが、1953年には14.2%を占めるに過ぎなかった。1949年から1953年までの租税収入の内訳の推移は次の通りである。

表3-3 租税収入の内訳の推移²³⁾ (単位：億ウォン)

区 分	1949年		1950年		1951年		1952年		1953年	
	収納額	%	収納額	%	収納額	%	収納額	%	収納額	%
所 得 税	36	26.8	49	11.5	562	14.3	1,131	11.7	2,923	14.2
法 人 税	4	2.6	37	8.7	196	5.0	343	3.5	838	4.1
営 業 税	7	4.9	42	9.9	491	12.5	1,277	13.2	3,072	14.9
地 税	8	6.2	163	38.1	140	3.6	4	0	—	—
土地收得税	—	—	—	—	844	21.5	3,035	31.4	6,178	30.0
酒 税	28	20.6	32	7.5	428	10.9	952	9.9	1,739	8.5
物 品 税	16	11.6	30	7.0	404	10.3	766	7.9	1,898	9.2
織 物 税	3	2.1	23	5.5	125	3.2	253	2.6	596	2.9
遊興飲食税	8	5.9	7	1.7	160	4.1	140	1.5	398	1.9
関 税	14	10.6	37	8.6	451	11.5	1,468	15.2	3,509	17.1
其 他	12	8.7	6	1.9	122	3.1	299	3.1	—	—
合 計	136	100	428	100	3,924	100	9,660	100	20,566	100

結局戦時体制の特徴は所得税と酒税、物品税などの間接税を中心とした税制を、土地收得税と営業税を中心とする直接税中心税制に転換させたことである。その中でも特筆すべきは1951年9月に地税法の施行を停止し、臨時土地収

得税法を制定して農地に対する土地現物税制度を創設したことである。この税目は戦時租税収入の大きな比重を占めて戦時財政に大きく寄与しただけでなく、軍用米確保にも貢献した。6.25直後の租税体系は次の通りである。

表3-4 6.25直後の国税体系²⁴⁾

直接税	所得税	所得税	所得税(一般所得税、特別所得税)、法人税、土地收得税
		収益税	営業税、鉱税
	財産税	相続税、贈与税	
間接税	流通税	財産流通税	物品税(一部)、通行税、噸税
		価格流通税	印紙税、免許税、登録税
	消費税	直接消費税	遊興飲食税、入場税
		間接消費税	酒税、織物税、物品税(一部)、電気ガス税、馬券税、関税

3) 戦後の税制

戦後復旧期の1954年3月、戦時税制を平常税制に転換させようと租税特例法と租税臨時増徴法を廃止して、織物税

を物品税に統合した。また経済復興に向け、資本蓄積を誘導しながら税収を増加させるために所得税、法人税、営業税等直接税の税率を引き下げ、酒税、物品税、遊興飲食税

23) 韓国財政経済院、『韓国税制史』、韓国財政経済院、1979年、260頁。

24) 韓国財政経済院、『韓国税制史』、韓国財政経済院、1979年、255頁。

は税率を引き上げ課税範囲を拡大した。続いて同年10月に3月改正税法の部分的な補完がなされた。1956年12月には経済復興と資本蓄積にヨリ一層合致する租税体系確立のため、直接税中心税制を大衆課税を通じた間接税中心税制に転換する全面改正がなされた。以後も税収増加と納税制度の合理化などのため、毎年部分的な税法改正があった。す

なわち1957年12月に資産再評価税が創設された。1958年に大衆税の税率引き下げと自動車税の創設があった。1960年12月には物納制である土地取得税を廃止し、金納制である土地税を創設した。1957年12月31日及び1960年12月31日現在の国税体系は次の通りである。

表3-5 国税体系(1957年12月31日現在)²⁵⁾

直接税	所得税	所得税、法人税、臨時土地取得税
	収益税	営業税、釐税
	財産税	相続税、贈与税
間接税	流通税	通行税、噸税、印紙税、登録税
	消費税	遊興飲食税、入場税、酒税、物品税、電気ガス税、馬券税、関税

表3-6 国税体系(1960年12月31日現在)²⁶⁾

直接税	所得税	所得税、法人税
	収益税	営業税、土地税、釐税
	財産税	相続税、贈与税、資産再評価税、自動車税、臨時外換特別税
間接税	流通税	印紙税、登録税、通行税、噸税
	消費税	遊興飲食税、入場税、酒税、物品税、電気ガス税、馬券税、関税

1960年代に教育税と自動車税が導入された。1953年から

1960年までの直接税と間接税の構成は次の通りである。

表3-7 国税の構成(直接税と間接税)²⁷⁾

単位：百万ウォン、%

区 分	租税総額		直接税		間接税		過年度収入	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
1953年	2,056.6	100	882.5	42.9	1,160.0	56.4	14.1	0.7
1954年	5,143.1	100	1,881.4	36.6	3,227.1	62.7	34.5	0.7
1955年	10,938.1	100	3,816.1	34.9	7,079.5	64.7	42.5	0.4
1957年	11,589.8	100	5,010.0	43.2	6,499.4	56.1	80.4	0.7
1958年	14,348.7	100	6,534.3	45.5	7,721.1	53.8	93.3	0.7
1959年	21,597.6	100	11,870.1	55.0	9,611.9	44.5	115.6	0.5
1960年	24,971.3	100	12,134.1	48.6	12,348.5	49.5	128.9	0.5

この表にも見られるように、大体において直接税より間接税の方が比重が高い。

1961年に一般所得税に対する源泉徴収税が導入され、所得税、法人税そして営業税を対象とする自主申告納付控除制度が施行され、税務行政と納税義務履行の推進のために

税理士法が制定された。また国税と地方税の調整に関する法律が制定されて従来の国税20種、地方税18種が国税15種、地方税13種に改編され、自動車税、遊興飲食税、馬券税、土地税が地方に委譲され地方税源が培養された。²⁸⁾

1961年12月31日現在の国税体系は次の通りである。

25) 韓国国税庁、『?政100年?史』、韓国国税庁、1996年、468頁。

26) 韓国国税庁、『税政100年?史』、韓国国税庁、1996年、468頁。

27) 韓国財政経済院、『韓国税制史』、韓国財政経済院、1979年。331頁。

28) 一 国税の地方税移管：土地税(農地税)、空地税、車税、遊興飲料税、馬券税

一 新説(地方税)：所得付加税、法人付加税、農地税、財産税

一 廃止：国税(教育税、土地税、釐山税)、地方税(地方教育税、釐山税付加税、漁業税、車輛税、動力税等)。

表3-8 国税体系(1961年12月31日現在)²⁹⁾

直接税	所得税	所得税、法人税
	収益税	営業税
	財産税	相続税、贈与税、資産再評価税、臨時外換特別税
間接税	流通税	印紙税、登録税、通行税、噸税
	消費税	入場税、酒税、物品税、電気ガス税、関税

1965年に資産再評価税法と租税減免規制法が制定された。1967年に高速道路建設等開発政策にともなう不動産投機に対処するため、不動産投機抑制税が導入された。1971年には税制審議会が財務部に設置され学界、言論界、各経済団体など租税専門家らの意見を取りまとめることで、租税政策樹立に向けた民主的な手順が初めて試みられた。当時の税制改編により法人税率が引き下げられ施設拡張準備金に対する税制面の配慮が為され、資産再評価期間が5年から2年に短縮された。1975年には従来の分類所得税制が総合所得税制に移行した。また年間300万ウォン以上の所得

者に対する総合課税と不動産所得の世帯合算課税が実施された。また自主国防のために防衛税が10年の期間で導入された。注目すべきことに1977年にECが導入運用している付加価値税が新設された。これにより従来の8個の税目³⁰⁾は付加価値税と特別消費税に吸収された。この税改革は間接税の簡素化に寄与した。1979年に証券取引税が再び導入された。これは株式譲渡差益課税がない状況の下で、不十分ながらその代替的な税目とみることができる。開発年代の租税体系は次の通りである。

表3-9 開発年代の租税体系(1977年7月1日)³¹⁾

国税	内国税	直接税	所得税、法人税、相続税、再評価税、不当利得税
		間接税	付加価値税、特別消費税、酒税、電話税、印紙税
	関税	関税	
	防衛税	防衛税	

表3-10 開発年代の租税体系(1979年1月1日)³²⁾

国税	内国税	直接税	所得税、法人税、相続税、再評価税、不当利得税
		間接税	付加価値税、特別消費税、証券去来税、酒税、電話税、印紙税
	関税	関税	
	防衛税	防衛税	

1981年に教育税が導入された。これは1982年から1986年までの5年間の目的税として導入された。1985年にタバコ所得税が地方税として導入された。従来の専売益金がタバコ税に転換され、自治団体に独立税源として委譲された。1985年は目的税である防衛税が終了になる年であったが、1990年まで延長運用することと決定された。1989年に勤労所得控除制度(勤労所得税額の20%限度)が導入され、勤労者の税負担の軽減が図られた。1986年に教育税が1991年まで延長運用されることとなった。1980年代に土地投機が激しくなり、これに対し土地課税の強化が必要となった。土地の公共性に関わる1990年の宅地上限制限、開発負担金制、

土地超過利得税そして総合土地税の導入は、韓国税制の画期的な改革であった。

1991年に終了予定であった教育税は恒久化され、防衛税は撤廃された。また所得税の税率段階が従来の8段階から5段階に縮小された。1992年には5段階が維持されたが、1996年に4段階に縮小された。1990年に酒税も従来の18種から11種へ簡素化され、ECとの通商摩擦によってウィスキー税率が200%から150%に引き下げられた。2000年に酒税法が全面改正された。

法人税率は1994年に18%または32%、1995年に18%または30%、1996年に16%または28%、2000年に15%または27%

29) 韓国国税庁、『税政100年?史』、韓国国税庁、1996年、487頁。

30) 営業税、遊興飲食税、通行税、物品税、織物類税、電気ガス税、入場税等。

31) 李弼雨他、『租税論』、法文社、2003年、476頁。

32) 李弼雨他、『租税論』、法文社、2003年、476頁。

に削減され、接待費損金認定範囲も縮小された。また非上場株式譲渡差益が課税対象となり、公共法人及び非営利法人に対する課税も強化されて公平課税の実現が図られた。1990年にはWTOのスタートにより企業に対する政府の支援が規制されることとなり、輸出支援など税制上の支援制度が廃止された。

1993年に実名制導入により事業者取引が明らかになるようになり、税負担も大きくなった。これに伴い零細中小事業者(年売上げ1億2千万ウォン未満)に対しては、累進的な付加価値税限界税額控除制度が導入された。1996年に限

界税額控除制度が廃止された。代替的に簡易課税制度が導入され、課税特例制度と並行して適用された。2000年に課税特例制度が廃止され、現在は簡易課税制度だけが施行されている。金融実名制導入と共に、金融所得総合課税制度が導入された。1996年に所得税法が全面改正され、所得税制度が政府賦課決定制度から申告納付制度に変更された。1999年に租税減免規制法が租税特例制限法へと名称が変更された。2001年には特別付加価値税が廃止された。解放後の新税導入の趨勢は次の通りである。

表3-11 解放後の新税導入の趨勢³³⁾ (*は地方税)

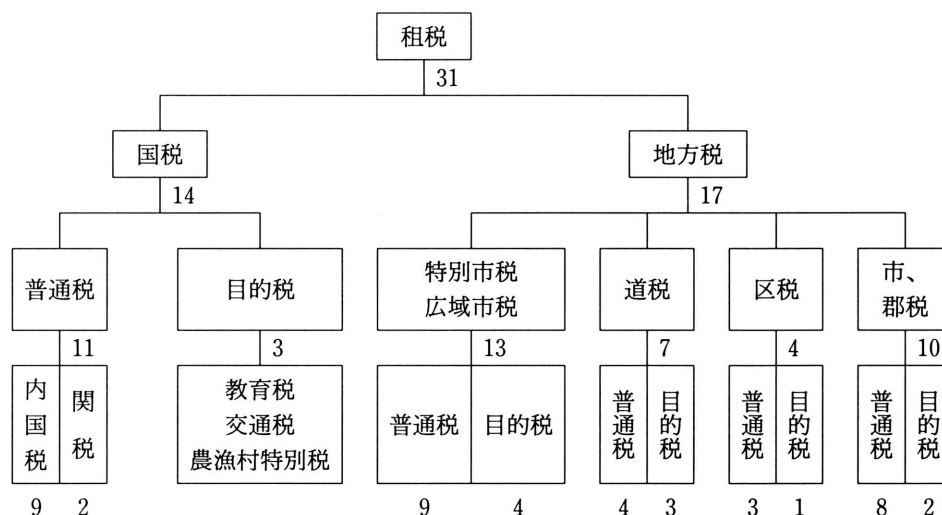
1948年	1954年	1954年	1957年		1961年	1966年		1967年	
贈与税	登録税	土地收得税	臨時土地收得税 ³⁴⁾ 資産再評価税 臨時外換特別税		都市計画税 共同施設税*	資産再評価税 証券去来税 石油類税		不動産投機 抑制税 ³⁵⁾	
1974年	1975年	1977年	1982年	1990年		1992年	1994年	1999年	2000年
住民税*	不当利得税 防衛税 電話税*	付加税 特消費税 事業所税*	教育税	土地超過利得税等		地域 開發税*	交通税 農漁村 特別税	走行税	地方教育税

2. 国税体系の現況

2003年度現在、韓国の税制は14個の国税と17個の地方税、計31個の税目で構成されている。

韓国の租税体系は次の通りである。

図3-1 韓国の租税体系(2003)³⁶⁾



33) 撤廃された税目や復活した税目は除外した。新説の重要な地方税は含む。

李弼雨他、『租税論』、法文社、2003年、477頁。

34) 1960年12月30日土地税に統合。

35) 1975年1月1日所得税に統合。

36) 内国税(直接税:所得税、法人税、相続税及び贈与税、不当利得税、間接税:付加価値税、特別消費税、酒税、印紙税、証券取引税)、関税、特別市税・広域市税(普通税:取得税、登録税、レジャー税、住民税、自動車税、走行税、農業所得税、タバコ消費税、屠殺税、目的税:都市計画税、共同施設税、地域開発税、地方教育税)、道税、(普通税:取得税、登録税、免許税、レジャー税、目的税:共同施設税、

一般会計の歳入は中央政府の内国税、関税等の租税収入で構成される。この中で内国税が最も大きな比重を占める。歳出は経済開発費の比重が最も高い。1996年度に中央政府の租税収入が国内総生産(GDP)に占める比重を見ると、韓国が18.6%、ブラジル19.7%、ポルトガル32.1%、シンガポール16.2%、英国33.7%、イタリア40.7%、フランス38.8%、米国19.3%、ドイツ29.4%、スウェーデンが37.2%である。また同年度に中央政府の歳出が国内総生産(GDP)に占める比重は、韓国が18.6%、ブラジル33.1%、ポルトガ

ル44.1%、シンガポール15.9%、英国42%、イタリア50.6%、フランス46.7%、米国22.3%、ドイツ33.6%、スウェーデンが46.4%である。³⁷⁾

韓国の2002年度の歳入は内国税70.2%、交通税7.2%、関税5.8%その他収入が16.8%である。歳出は防衛費16%、教育費17.2%、社会開発費12.7%、経済開発費29.4%、一般行政費9.3%、地方財政交付金が15.4%である。年度別の歳入及び歳出の内訳は次の通りである。

表3-12 年度別歳入及び歳出³⁸⁾

区 分	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
歳 入	100%	100%	100%	100%	100%
国税	78.8%	77.2%	88.5%	85.6%	83.2%
内国税	65%	63%	73.2%	69.6%	70.2%
関税	5.1%	5.6%	6.3%	5.9%	5.8%
交通税	8.7%	8.6%	9.1%	10.2%	7.2%
防衛税	—	—	—	—	—
其他収入	21.2%	22.8%	11.5%	14.4%	16.8%
歳 出	100%	100%	100%	100%	100%
防衛費	19.3%	17.3%	17%	16.4%	16%
教育費	16.6%	14.2%	14.3%	18.1%	17.2%
社会開発費	9.8%	11.4%	11.9%	13.8%	12.7%
経済開発費	30.3%	29.2%	26.1%	25.8%	29.4%
一般行政費	10%	9.7%	9.1%	9.3%	9.3%
地方財政交付金等	14%	18.2%	21.6%	16.6%	15.4%

国税と地方税の比率は、国税が圧倒的に高い。外国の場合も大体において国税の比重が高い。しかしドイツの場合2000

年度現在国税が50.7%、地方税が49.3%で国税と地方税はほぼ同等である。国税と地方税の比率は次の通りである。

表3-13 韓国の国税と地方税の割合³⁹⁾

区 分	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
国 税	79.8%	80.3%	81.9%	78.2%	76.7%
地方税	20.2%	19.7%	18.1%	21.8%	23.3%

表3-14 外国の国税と地方税の割合(2000年)⁴⁰⁾

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス	イタリア
国 税	59.7%	60.4%	95.1%	50.7%	81.5%	84%
地方税	40.3%	39.6%	4.9%	49.3%	18.5%	16%

地域開発税、地方教育税)、区税(普通税:免許税、財産税、総合土地税、目的税:事業所税)、市・郡税(普通税:住民税、財産税、自動車税、走行税、農業所得税、タバコ所得税、屠殺税、総合所得税、目的税:都市計画税、事業所税)

○ 廃止になった主要税目:

— 国税:防衛税(1990年12月31日廃止)、土地超過利得税(1998年12月28日廃止)。

李弼雨他、『租税論』、法文社、2003年、479頁。

37) 李俊求、『財政学』、茶山出版社、2003年、48頁。

38) 韓国財経部、『租税概要』、韓国財経部、2003年。

39) 韓国国税庁、『国税統計年報』、韓国国税庁、2003年、79頁。

40) 韓国国税庁、『国税統計年報』、韓国国税庁、2003年、79頁。

また韓国の国税は、直接税より間接税の比重はるかに高い。直接税の中では所得税と法人税が最も高い比重を占めている。間接税の中では付加価値税が圧倒的に高い比重を占める。一方日本とアメリカの国税においては、直接税

の比重が間接税より圧倒的に高い。それ以外の先進国は、ドイツとフランスを除き直接税が占める比重が高い。韓国及びいくつかの先進国における直接税と間接税の比率は次の通りである。

表3-15 韓国の直接税と間接税の割合⁴¹⁾

区 分	直接税	間接税
1970年	60.5%	39.5%
1975年	59.9%	40.1%
1980年	32.9%	67.1%
1985年	36.6%	63.4%
1990年	44.1%	55.9%
1995年	53.8%	46.2%
1997年	50.3%	49.7%

表3-16 韓国の直接税と間接税の割合⁴²⁾

区 分		1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
内国税	直接税	57.9%	49.2%	53.0%	50.8%	48.9%
	間接税	42.1%	50.8%	47.0%	49.2%	51.1%
国 税	直接税	48.0%	40.5%	43.9%	40.7%	40.0%
	間接税	52.0%	59.5%	56.1%	59.3%	60.0%
租 税	直接税	55.3%	49.5%	51.2%	50.4%	50.6%
	間接税	44.7%	50.5%	48.8%	49.6%	49.4%

表3-17 外国の直接税と間接税の割合(国税)⁴³⁾

2000年

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス	イタリア
直接税	58.4%	93.3%	57.1%	47.4%	43.3%	52.1%
間接税	41.6%	6.7%	42.9%	52.6%	56.7%	47.9%

韓国において1970年は直接税が60.5%間接税が39.5%、1975年は直接税が59.9%間接税が40.1%で⁴⁴⁾間接税より直接税の比重が高かった。これは付加価値税のひとつである営業税が、直接税と分類されていたためである。2002年度の

租税総負担率⁴⁵⁾は22.7%である。これは過去に比べれば高いが、外国の租税負担率と比較すれば低い方である。最近の年度別租税総負担率と外国の租税負担率は次の通りである。

表3-18 最近の年度別租税総負担率⁴⁶⁾

1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
19.1%	19.5%	21.8%	22.2%	22.7%

41) 韓国統計庁、『主要経済指標』、韓国財政経済部、『租税概要』、1998年。

42) 韓国国税庁、『国税統計年報』、韓国国税庁、2003年、80頁。

43) 韓国国税庁、『国税統計年報』、韓国国税庁、2003年、80頁。

44) 韓国統計庁、『主要経済指標』、各年度。財政経済部、『租税概要』、1998年。

45) 租税収入が国内総生産(GDP)に占める比重。

46) 韓国国税庁、『国税統計年報』、韓国国税庁、2003年、78頁。

表3-19 外国の租税負担率(2001年)⁴⁷⁾

日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス	イタリア
17.2%	22.7%	31.0%	21.7%	28.9%	29.6%

第 2 節 韓国の税務行政機構

1. 税政機構の変遷

1) 政府樹立期の税政機構

1948年 8 月15日に大韓民国政府が樹立されたことにより、1948年 3 月に発足した国立司税庁組織が1948年11月に大韓民国の税政機構となった。地方税務行政機関として財務部長官の下に司税庁を、司税庁の下に税務署及び支署(または出張所)において国税に関する事務を管掌するようにした。1950年 4 月20日に司税庁事務分担規定が制定され、

税務行政の地方組織が整備された。これらの法令により従来各道に設置されていた 9 の国立司税庁が廃止され、ソウル、釜山、大田、光州に司税庁が設置された。またその下に67の税務署が設置された。⁴⁸⁾司税庁に総務局と司税局をおき、総務局に総務課と徴税課を、税務局に直税課、間税課及び調査課をおいた。局長は書記官、課長は事務官であった。また一線の税務署に総務課、直税課、間税課を置いた。署長は司税官、課長は司税官または主事であった。税務行政の地方組織は次の通りである。

表3-20 税務行政地方組織⁴⁹⁾

○ 司税庁(4 か所：ソウル、釜山、大田、光州)

庁長	総務局	総務課	行政係、経理係、監査係
		徴収課	徴収係、整理係
	税務局	直税課	個人係、法人係、地籍係、国有財産係
		間税課	飲料税係、消費税係、鑑定係(ソウル、釜山)
		調査課	調査係、審査係

○ 税務署(67か所)

署 長	総務課	行政係、徴収係
	直税課	個人係、法人係、調査係、地籍係
	間税課	飲料税係、消費税係

2) 6.25戦争期の税政機構

戦争期の税政機構は釜山地域を中心に、分割または新設を通して 6 の税務署が増設され、急増する戦費の調達を行った。その内容をみると大韓民国政府樹立後の1950年 4 月 1 日に 4 の司税庁と67の税務署で出発した税政機構は、1951年 4 月15日に 3 の税務署が増設された。すなわち従来の釜山及び北釜山税務署が釜山、影島、釜山鎮及び東来税務署の 4 つの署に拡大改編され、大邱税務署が大邱西部及び大邱東部税務署に拡大改編された。また1951年 9 月 1 日に 2 つの税務署が増設された。従来の江津税務署が江津及び海南税務署に、順天税務署が順天及び麗川税務署に拡大

改編されたのである。また洪城税務署に瑞山支署が設置され、瑞山郡を管轄するようになった。

一方1951年 9 月25日に臨時土地取得法が制定、施行されたことにより、各税務署にも土地取得税課が新設され業務を担当した。1952年 5 月 2 日に影島税務署が南釜山税務署へと改称され、釜山市内の税務署の所轄区域が調整された。1953年 1 月 1 日に中釜山税務署が新設され、釜山市内に所在する税務署は1950年 4 月の 2 つから 5 つに増加した。戦争中釜山地域で全国国税の60%程度を徴収しており、税務署の増設が必要となったのである。

47) 韓国国税庁、『国税統計年報』、韓国国税庁、2003年、78頁。

48) ソウル司税庁(鐘路税務署等20の税務署)、大田司税庁(大田税務署等9の税務署)、光州司税庁(光州税務署等17の税務署)、釜山司税庁(釜山税務署等21の税務署)。

49) 韓国国税庁、『税政100年略史』、韓国国税庁、1996年、401頁。

3) 6.25戦争以後の税政機構

1954年7月10日に東仁川等5つの税務署が新設され、計78となった。1957年7月18日にソウルの北部、光化門、乙支路に税務署が新設され、開城等3つの税務署が廃止された。1959年2月4日に南大門、城東、東大田に税務署が新設され、税務署の総数は81になった。1962年1月の土地税の地方委譲により、土地税収が税務署税収の1/2を越える金海等農村地域所在の12の税務署と1支署が廃止され、2つの支署が新設された。この結果、全国で69の税務署と2つの支署が業務を行うようになった。⁵⁰⁾1963年1月29日に楊州及び錦山税務署が廃止され、議政府及び鎮安税務署が新設された。1963年12月16日に司税庁税務署の職制が変更された。⁵¹⁾すなわち、従来税務署は全国一律であったがソウル、釜山及び道庁所在地の比較的税収が大きい税務署を1級地、それ以外の市地域所在税務署を2級地、その他地域の税務署を3級地とし、署長は財經書記官または財經事務官とした。1965年6月に小公、堤川、長項、金堤、海南、義城、三千浦、河東の8つつ税務署が新設された。地方税務官署の職制と税務署等級表は次の通りである。

表3-21 地方税務官署の職制⁵²⁾

〈1950年4月1日〉

司税庁(4か所：ソウル、釜山、大田、光州)

庁長	総務局	総務課 徴収課
	税務局	直税課 間税課 調査課

※税務署(67か所)：署長(総務課、直税課、間税課)

〈1963年12月6日〉

司税庁(4か所：ソウル、釜山、大田、光州)

※ 税務署(69か所)：署長(総務課、直税課、間税課、財産管理課)

庁 長	総務局	総務課、徴収課、調査課
	税務局	直税1、2課、間税課
	財産管理局	管理課、審査課、処分課

表3-22 税務署等級表⁵³⁾

1級地 (32か所)	ソウル庁：鐘路税務署等(15か所) 釜山庁：釜山税務署等(9か所) 大田庁：大田税務署等(3か所) 光州庁：光州税務署等(5か所)
2級地 (17か所)	ソウル庁：原州税務署等(3か所) 釜山庁：慶州税務署等(8か所) 大田庁：忠州税務署等(2か所) 光州庁：済州税務署等(4か所)
3級地 (20か所)	ソウル庁：平澤税務署等(5か所) 釜山庁：密陽税務署等(4か所) 大田庁：公州税務署等(5か所) 光州庁：羅州税務署等(6か所)

1966年3月3日に国税庁、地方国税庁、税務署の税務行政体系が整備された。国税庁はスタート当時庁長、次長下に4局、13課、法務官、広報官の組織となり、定員は208人であった。また徴税局、直税局、間接税以外に調査局が別に設置され、調査機能が強化された。この調査機能は同年7月に拡大され、本庁調査課に係として税源調査官、ソウル地方国税庁調査課に税源発掘係が新設された。また全国77の税務署に調査課が設置され、全国的な調査体系が作られた。一方国税庁の発足と同時に司税庁が地方国税庁と改称され、総務局が徴税調査局、税務局が賦課局へと改編された。また財産管理局が管理課に改組されて徴税調査局下に置かれ、直税1課が個人税課、直税2課が法人税課に改編された。1966年3月3日の国税庁発足当時の機構は次の通りである。

表3-23 国税庁発足当時の機構(1966年3月3日)⁵⁴⁾

庁長	次長	徴税局	徴税課、審査課、管財課、処分課
		直税局	個人税課、法人税課、源泉税課
		間税局	酒税課、消費税課
		調査局	調査課、査察課、監査課
		総務課	
		地方国税庁	
		醸造試験所	

※ 税務署(77か所)、支署(2か所)

50) 廃止税務署：長項税務署等12の税務署、廃止支署：瑞山支署、新設支署：鬱陵島支署等2つの支署、名称変更：統営→忠武等。

51) 司税庁に総務局、税務局及び財産管理局、税務署に総務課、直税課、間税課及び財産管理課をそれぞれ設置。

52) 韓国国税庁、『税政100年略史』、韓国国税庁、1996年、489頁。

53) 韓国国税庁、『税政100年略史』、韓国国税庁、1996年、490頁。

54) 韓国国税庁、『税政100年略史』、韓国国税庁、1996年、499頁。

表3-24 地方税務官署機構(1966年3月3日)⁵⁵⁾

庁 長	徴税調査局	総務課、徴収課、調査課、管財課
	賦課局	個人税課、法人税課、間税課
	税務署	総務課、直税課、間税課、調査課、財産管理課、支署(2か所)

表3-25 税務署現況(1966.3.3)⁵⁶⁾

地方国税庁	税 務 署			
	計	1 級地	2 級地	3 級地
計	77	33	18	26
ソウル	24	16	3	5
大 田	12	3	2	7
光 州	17	5	4	8
釜 山	24	9	9	6

2. 国税庁の沿革と組織現況

1) 国税庁の沿革

(1) 1960年代

国税庁は、1966年3月3日に財務部外庁として発足した。⁵⁷⁾同年5月16日に緑色申告制度が実施された。1968年1月1日に不動産投機抑制のための特別措置税制が施行され、1968年2月1日に京水間高速道路予定地の地価標準額が告示された。同年3月25日に釜山地方国税庁が全国で初めて民願事項を電話で受付け、4月1日に官印領収書発行を開始して全国で30の記帳試験店舗を指定した。4月15日に国税庁職制が改編され、⁵⁸⁾1969年1月20日に記帳指導5か年計画が策定された。そして1969年10月には、全国の営業鑑札に統一的に一連番号が附与された。

(2) 1970年代

1970年3月3日に韓国・日本租税協定が調印された。1971年1月26日に国税庁〈コンピュータセンター〉が開館し、1971年11月15日にソウル光化門に国税相談所が設置された。1973年3月12日に新生活センター(消費者告発)、⁵⁹⁾1974年1月4日には国税庁連合調査班が設置された。⁶⁰⁾

1975年1月1日に総合所得税制が全面実施され、不動産投機抑制税が廃止された。また譲渡所得税と特別付加価値税が導入され、国税基本法及び不当利得税法が実施された。

そして営業鑑札制度が営業者納税番号証制度に変更された。1975年4月1日に国税審判所が発足し、1976年2月9日には未登録国有財産調査結果が発表された。⁶¹⁾

1976年2月23日に1975年の内国税が1兆122億91百万ウォンと集計され、1976年12月22日に営業税、通行税、物品税、織物類税、石油類税が廃止されて付加価値税と特別消費税が新設された。1977年7月1日に付加価値税、特別消費税が導入され、主要生活必需品に対する消費者価格指定告示が為された。1977年9月1日に付加価値税の申告が初めて行われ、⁶²⁾1979年10月2日には信頼される税務行政の実現のため試験税務署制が施行された。⁶³⁾

(3) 1980年代

1980年2月26日に全国で11個の不動産投機調査専門担当班が編成され、1981年3月17日には国立税務大学が開校した。1982年1月1日に教育税法が施行され、租税減税規制法が改正施行された。1983年2月18日に第1次不動産特定(投機)地域が告示された。⁶⁴⁾1984年2月1日に差押さえ財産に関し、成業公社に対する公売代行の依頼制度が施行され、1985年1月1日に税の納付書の光学的判読(OCR)処理方式が導入された。1985年10月22日に課税特例適用排除基準(業種地域別)が公示された。1987年8月20日に新民願奉仕室の運営が始まった。⁶⁵⁾

55) 韓国国税庁、『税政100年略史』、韓国国税庁、1996年、500頁。

56) 韓国国税庁、『税政100年略史』、韓国国税庁、1996年、501頁。

57) 4局13課、醸造試験所、地方国税庁4、税務署 77、支署 2。

58) 税務公務員教育院発足、大邱地方国税庁及び四つの税務署新設。

59) ソウルに20か所、釜山に7か所。

60) 46班、年間外形10億ウォン以上の法人の調査担当。

61) 調査期間は2年。9,671万坪、459億ウォン相当。

62) 申告期間9月19日～9月20日、申告人数768,018人、申告比率97.7%。

63) 北部南大門に試験税務署が発足。

64) 全国34棟。

65) 全国122の税務署で民願70%を即時処理、事務改善。

1987年10月に苦情処理制が実施され、1988年6月23日に税金計算書制度の手順簡素化が発表された。⁶⁶⁾1989年4月14日には不動産特別調査専門機構が発足した。

(4) 1990年代

1990年5月8日に企業不動産実体調査強化が指示され、49の系列企業群に対する不動産保有の実態調査が着手された。1991年8月6日に27,441人に対する土地超過利得課税の通知が為され、1992年12月7日にはPC通信を利用した税務情報提供が開始された。⁶⁷⁾

1993年8月12日に金融実名制が実施され、1994年3月14日にマスコミに対する第1次税務調査が実施された。⁶⁸⁾

1994年7月29日に憲法裁判所が「土地超過利得税違憲」決定を行い、1995年7月18日に不動産実名制実施にともなう税務対策が発表された。1995年10月1日に一線の税務署民願室勤務者の隔週土曜勤務制が試験的に実施され、1996年4月15日に課税適法可否審査制度が施行された。1996年7月1日に江南税務署等でチーム制が試験的に実施され、1997年1月6日に国税統合システムの運用が始まった。1997年6月30日に納税者権利憲章が制定、公布され、1998年5月15日に毎月15日が「税金問題解決の日」と指定された。1999年3月3日にインターネットホームページが開か

れ、1999年9月1日に国税行政組織改編が実施された。⁶⁹⁾

(5) 2000年代

2001年1月4日に主要税法令が全面整備され、3月3日に国税庁広域相談センターが開所した。3月28日に納税者の便宜のための国税還付金支給体系が改善され、5月9日に領収書の付加価値税額区分明示制が施行された。12月1日に全国の地方庁で税務署ホームページの拡大が実施された。2002年10月5日に国税庁新庁舎が竣工、国税庁租税博物館が開館した。2003年4月8日に税務行政革新推進委員会が発足し、5月20日に第13回韓国・日本国税庁長会議が開かれた。12月16日には国税総合相談センターが開庁した。

2) 国税庁の主要組織現況

(1) 本庁、地方国税庁、税務署

国税庁は2003年10月1日現在、本庁、国税公務員教育院、国税庁技術研究所、国税庁電話税務相談センターで構成され、6個の地方国税庁、99の税務署、20の支署がある。また本庁に717人、国税公務員教育院に83人、国税庁技術研究所に32人、国税庁電話税務相談センターに103人、地方国税庁に2,845人、税務署に13,065人、計16,845人が勤務している。

66) 税?計算書検印制度を廃止、税金計算書について電算様式の使用を承認。

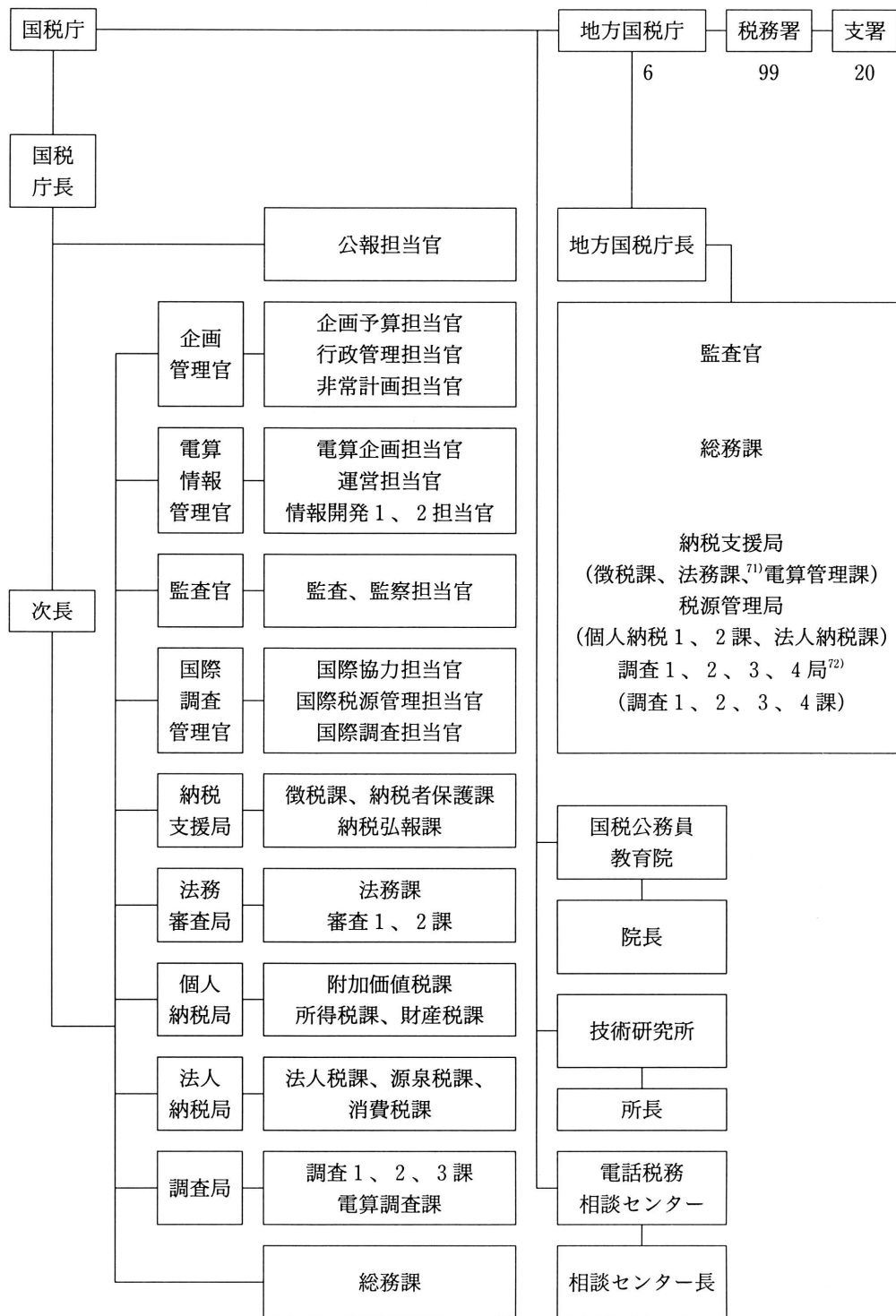
67) 総計783個の項目の情報、「千里眼」「ハイトル」(パソコンの通信)などの使用者対象。

68) 韓国、中央、傾向、ソウルなど4つの新聞社とKBS。

69) 1個の地方庁と35個の税務署を統廃合、税目別の納税者中心の機能別組織へと全面改編。

図3-2 国税庁組織図⁷⁰⁾

2003.10.1現在



70) 韓国国税庁、『国税統計年報』、韓国国税庁、2003年、88頁。

71) ソウル庁は法務1、2課。

72) 中部庁の調査1局は調査3課まで、大田、光州、大邱、釜山庁は調査4課まで、中部、大田、光州、大邱庁の調査2局は調査3課まで、釜山庁は調査5課まで、調査3局はソウル(4課)、中部、釜山庁(3課)、調査4局はソウル。

表3-26 国税庁定員⁷³⁾ (単位：名)

	合 計	本 庁	国税公務員 教育院	国税庁 技術研究所	国税庁電話 税務相談 センター	地方国税庁	税務署
1998年	17,253	643	71	32	-	2,172	14,335
1999年	16,855	676	65	32	-	3,071	13,011
2000年	16,855	705	71	32	-	3,075	12,972
2001年	16,845	703	71	32	101	2,924	13,014
2002年	16,845	717	83	32	103	2,897	13,013
2003年	16,845	717	83	32	103	2,845	13,065
小計	16,845	717	83	32	103	2,845	13,065
政務、別定職	11	9	2	-	-	-	-
1 級	2	-	-	-	-	2	-
2 級	14	9	1	-	-	4	-
3 級(局長)	12	-	1	-	-	11	-
3、4 級(課長)	14	8	-	-	-	6	-
4、5 級	1,067	142	34	4	7	339	541
6 級	3,543	238	16	7	43	754	2,485
7 級	3,855	173	10	5	41	991	2,635
8 級	3,965	40	6	5	9	542	3,363
9 級	2,686	20	-	3	-	9	2,654
1-9 級計	15,158	630	68	24	100	2,658	11,678
技能職	1,676	78	13	8	3	187	1,387

地方国税庁の名称、所在地及び所属税務署は次の通りである。

表3-27 地方国税庁の名称、所在地及び所属税務署⁷⁴⁾

名 称	所 在 地	所属税務署
ソウル地方国税庁	ソウル特別市	鐘 路 等(23)
中部地方国税庁	京 畿 道	仁 川 等(22)
大田地方国税庁	大田広域市	大 田 等(13)
光州地方国税庁	光州広域市	光 州 等(13)
大邱地方国税庁	大邱広域市	東大邱等(13)
釜山地方国税庁	釜山広域市	中釜山等(15)

(2) 国税公務員教育院

1948年8月15日の政府樹立後における税務の教育機関として、1949年1月1日に税務公務員養成所がソウル市鍾路区に設置された。同年3月21日に国立公務員訓練院職制が公布され、税務公務員養成所もこの訓練院の所属となった。その実質的な運営は、財務部司税局が管掌した。

以後6.25戦争による空白があったが、1952年8月1日から税務公務員養成所第1期生の教育(6か月)が実施された。これが韓国税務公務員教育院の出発点になった。1953年10月10日から第2期の教育が実施された。1956年からはこれまでの新規採用者中心の教育が、一線機関の現職中堅公務員を対象とする税法の再教育に変わった。このように

教育課程に大きな変化があった。

1962年5月1日に5.16軍事革命後の各種政府機構改編の一環として、財務部公務員訓練所職制が公布された。税務公務員養成所制度は廃止され、財務部公務員訓練所と財務部公務員教育院が設置された。1968年4月15日に現在の税務公務員教育院が国税庁の中に設けられ、本格的な税務公務員教育機関としての位置を占めるようになった。これは1998年12月に国税公務員教育院となり、国税庁及び関税庁所属の公務員に対する教育訓練、試験などの事務を管掌する機関になった。

税務公務員教育機関の変遷と国税公務員教育院組織図は次の通りである。

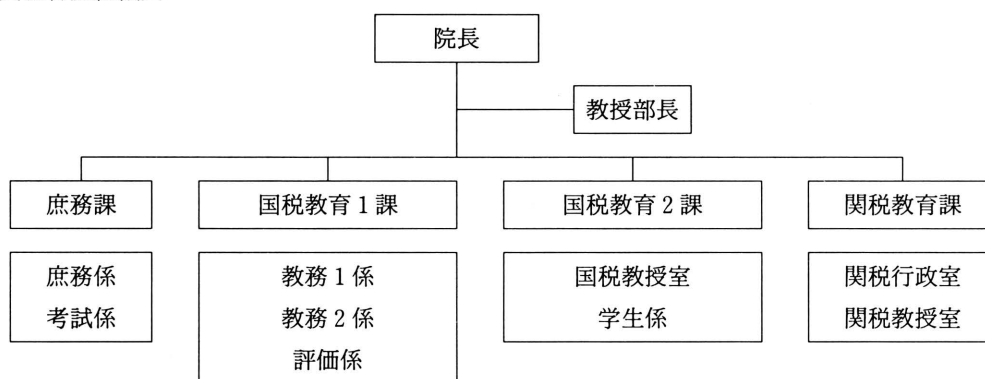
73) 韓国国税庁、「国税統計年報」、韓国国税庁、2003年、93頁。

74) 韓国国税庁、「国税統計年報」、韓国国税庁、2003年、92頁。

表3-28 税務公務員教育機関の変遷⁷⁵⁾

名 称	存 続 期 間	所在地
税 務 官 吏 養 成 所	1939年 4 月～1943年	ソウル
税 務 公 務 員 養 成 所	1949年 1 月～1952年 7 月	ソウル
税 務 公 務 員 養 成 所	1952年 8 月～1953年 9 月	釜 山
税 務 公 務 員 養 成 所	1953年10月～1962年 4 月	ソウル
財 務 部 公 務 員 訓 練 所	1962年 5 月～1963年10月	ソウル
財 務 部 公 務 員 教 育 院	1963年10月～1968年 4 月	ソウル
税 務 公 務 員 教 育 院	1968年 4 月～1970年 1 月	ソウル
税 務 公 務 員 教 育 院	1970年 1 月～1976年 4 月	ソウル
税 務 公 務 員 教 育 院	1976年 4 月～1982年11月	大 田
税 務 公 務 員 教 育 院	1982年12月～1998年12月	水 原
国 税 公 務 員 教 育 院	1998年12月～現在	水 原

図3-3 国税公務員教育院組織図⁷⁶⁾



3. 税理士制度

税理士法によれば、税理士は納税者の委任によって、租税に関する行為または業務を遂行することをその職務とする。異議申請、審査請求及び審判請求を含んだ租税に関する申告・申請・請求⁷⁷⁾をして、税務調整計算書その他税務関連書類の作成を行う。そして租税に関する申告のための記帳の代行、租税に関する相談または諮問、税務署の調査または処分などと地価公示及び土地等の評価に関する法律規定による個別公示地価に対する異議申請の代理、租税に関する申告書類の確認を行う。2002年度の韓国の税務代理人開業現況を見ると、税理士が5,142人、公認会計士が4,572人、弁護士が229人で計9,943名である。同年度において、日本の場合は税理士が60,563人、弁護士が330人、公認会計士が5,781人で計66,674名である。日本の人口を勘案して

も、日本の数値が韓国のそれよりはるかに大きく、納税関連のサービスが充実していると考える。韓国の税務代理人開業現況と日本の税理士登録者数は次の通りである。

表3-29 韓国の税務代理人開業現況(2002年)⁷⁸⁾

	小計	5,142人
税理士	税理士試験合格者	3,994人
	国税行政経歴者	873人
	其他	275人
公認会計士		4,572人
弁護士		229人
合計		9,943人

75) 韓国国税庁、『税政100年略史』、韓国国税庁、1996年、409頁、韓国国税公務員教育院、ホームページ。

76) 韓国国税公務員教育院、ホームページ。

77) 不動産開発利益の回収に関する法律による開発負担金に関する行政審判請求の代理を含む。

78) 韓国国税庁、『国税統計年報』、韓国国税庁、385頁、2003年。

表3-30 日本の税理士登録者数(2002)⁷⁹⁾

税 理 士						弁 護 士	公 認 会 計 士	合 計
試 験 合格者	試 験 免除者	資 格 認定者	税 務 代理士	特別試験 合 格 者	特例法 認定者			
28,955人	13,935人	174人	327人	17,165人	7人	330人	5,781人	66,674人

第4章 結論

租税政策の重要性はいくら強調しても足りない。特に租税政策中、国税体系と税務行政組織は極めて重要である。時代に合致する租税体系を確立し、これに合わせて税務行政組織をその時々時編成するならば、租税政策の先進民主化を確立できると信じる。本稿においては、韓国の国税体系と税務行政分野についての整理を行った。これを踏まえ、韓国の租税政策を日本やアメリカ等先進国家のそれと比較し、長所を導入し短所を除去し発展させていく方向について述べよう。

1. 租税の種類

租税をどのような種類に分けるかは国家と国民に大した影響を及ぼさないという意見がある。しかしこれは租税政策の実務経験が全くない人々の意見である。納税義務者は同じ金額の税金を納付しても、一種類の税金を納付するのと2種類の税金を納付するのでは実際に大きな違いがある。たとえば、課税対象である不動産の譲渡差益について譲渡所得税は国税庁に、住民税は地方自治体に納付される。この場合2種類の税金を一つに統合し、国税で納付するか地方税で納付するようになるならば、納税義務者にとり大きな意味がある。また課税庁にとっても、負担が少なくなるであろうと考える。

韓国国税の種類は解放直後が36個、米軍政時代が24個、政府樹立期が22個、6.25直後が21個、現在が14個である。税金の種類が段々少なくなってきたことは間違いない事実である。このような国税は普通税が11個(内国税9個、関税2個)、目的税が3個(教育税、交通税、農漁村特別税)で構成されている。外国の事例を見ると日本が20個、米国が9個、英国が7個、ドイツが11個、フランスが5個、台湾が10個、香港が8個、シンガポールが10個等である。韓国国税の種類は過去に比べ少なくなってきたが、まだ大部分の先進国より多い。

もちろん税金の種類の数が多いことが絶対的であるわけではない。しかし租税の種類と租税体系を総合的に見れば、類似の国税などは果敢に統合、廃止または地方に委譲する等の改編が必要である。たとえば不動産関連の譲渡所得税、相

続税、贈与税、財産税等の国税と地方税を財産税、資産税、財産取引税、資産取引税などにまとめた上で、譲渡、相続、贈与等を課税対象とすることが考えられる。所管の面でも国税庁または地方自治体が統合管理して、取得、保有、移転時に同一課税庁で賦課徴収するいわゆる「揺籃から墓場まで」の租税管理体系を構築するならば、国家の立場及び納付する国民の立場から見て以前よりはるかに体系的で透明な税務行政がなされるであろうと考える。したがって納税義務者の抵抗も減るであろうと考える。なお、韓国では、外国に比べて不動産関連の税率が保有時より譲渡等移転時に高い。この制度も実質的に改編し保有、特に一定基準以上の過剰保有や投機目的の短期保有等に重く課税して、根本的に投機の防止と経済秩序の確立を推進しなければならないであろう。

2. 直接税と間接税

韓国国税庁の2003年6月の国税統計年報によれば、韓国の国税中直接税と間接税の比率は1998年に直接税が48%、間接税が52%、1999年に直接税が40.5%、間接税が59.5%、2000年に直接税が43.9%、間接税が56.1%、2001年に直接税が40.7%、間接税が59.3%、2002年に直接税が40%、間接税が60%である。相変らず間接税の比重が高い。2003年の外国の事例を見れば、日本は直接税が58.4%、間接税が41.6%、米国は直接税が93.3%、間接税が6.7%、英国は直接税が57.1%、間接税が42.9%、イタリアは直接税が52.1%、間接税が47.9%、ドイツは直接税が47.4%、間接税が52.6%、フランスは直接税が43.3%、間接税が56.7%である。特に日本や米国のように伝統的に直接税の比重を高く維持してきた国と比較すると、韓国の直接税の比重が非常に低く見えることは事実である。韓国の間接税の中で、付加価値税が圧倒的に大きな比重を占めている。付加価値税はほとんどあらゆる商品を賦課対象とするため、税率を1%上げるだけでも租税収入が大幅に増えることになる。しかも付加価値税は、納税者が税金を納付しているという事実をほとんど知らない状態で徴収される。したがって政府が収入を増加させようとする時、便利な手段として使われる場合もある。またこのような付加価値税等間接税は、納税者の租税負担能力に応じて徴収することが不可能であ

79) 日本国税庁、『国税統計年報書』、日本国税庁、19頁、2004年。

る。直接税は租税負担の主体に直接賦課される性格を持つため、納税者の経済的能力に応じて徴収することができる。租税収入に直接税が占める比重が小さければ、納税者の経済的能力に応じた租税負担の分配を実現するのは難しい。従って間接税より直接税の比重が大きいことが、望ましい租税体系のあり方であると考ええる。

3. 租税負担率

韓国の租税負担率は1998年が19.1%、1999年が19.5%、2000年が21.8%、2001年が22.2%、2002年が22.7%である。外国の例を見れば2001年の租税負担率は日本が17.2%、米国の22.7%、英国が31%、ドイツが21.7%、フランスが28.9%、イタリアが29.6%である。このように韓国の租税負担率は高まる傾向にあるが、外国に比べて特に高いとは言えない。租税負担率の高低は、社会保障につながる非常に重要な事項である。韓国の租税負担率も、長期的に現在より比率を高めていくことが妥当と考える。

4. 国税行政の組織

韓国国税庁の組織は、開庁当時と比べて量的には注目に値する成長を遂げた。しかしその基本骨格は、発足当時の税目別組織から大きな変化はない。

前述のように日本の国税庁は1991年に、韓国と同じ税目別組織を納税者別組織へと再編した。この再編が為されたきっかけは、1989年の消費税導入であった。直接税・間接税を基準とする税務行政の枠組みは非効率化したのである。日本の国税庁の1991年度機構改革の内容を見れば申告所得税、法人税及び消費税を統合的に処理して納税者の便宜を図るため、改革前の所得税部門、資産部門、法人税部門、間接税部門など税目別の部門を個人課税部門と法人課税部門に再編している。

韓国では2003年10月1日現在、国税庁下に99の税務署と20の支署があり、国税庁の職員総数は16,845人である。日本の場合は2002年現在、全国に税務署が518あり、国税庁の職員総数は56,718人である。面積と人口を勘案して比較して見れば、韓国国税庁組織の劣悪さは明らかである。

現在、税務行政組織の世界的趨勢は経済環境の急速な変化と納税者数の急激な増加に対応して、税目別組織から機能別の納税者サービス中心の組織への改編である。特に申告納税制度の定着のためには、国税庁組織の機能別組織への転換が必要である。変化する時代に合致する租税体系の確立及びこれに合わせた国税行政組織の形成は、国民に対するサービスとともに国家の発展に寄与するであろう。

《資料》

〈日本の租税体系と税務行政機構〉

表1 歳入に占める税収の割合（単位：％）

年 度		1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2002年
国	租 税	62.4	68.6	79.9	78.6	83.7	61.8	59.1	68.1	81.2	73.2	55.5	55.8
	印紙税	1.3	2.1	2.6	2.2	2.6	2.2	1.9	2.6	2.6	2.5	1.8	1.8
	計	63.7	70.7	82.5	80.8	86.3	64.0	61.0	70.7	83.8	75.7	57.3	57.6
地方		34.6	32.8	35.6	33.3	35.4	29.8	32.2	38.7	39.3	33.2	39.4	39.1

* 水谷守男、古川清、内野順雄、『財政』、勁草書房、2002年、77頁。

表2 租税及び印紙収入の内訳（2002年度一般会計予算額）

2002年度租税及び印紙収入46兆8,160億円（100％）												
直接税28兆5,360億円（61.0％）				間接税等18兆2,800億円（39.0％）								
所得税	法人税	相続税	地価税	消費税	酒 税	たばこ税	摘発油税	自動車重量税	関 税	印紙収入	その他	
15兆 8,310 億円	11兆 1,740 億円	1兆 5,300 億円	10億円	9兆 8,250 億円	1兆 7,350 億円	8,480 億円	2兆 1,340 億円	8,400 億円	8,600 億円	1兆 4,440 億円	5,940 億円	
(33.8%)	(23.9%)	(3.3%)	(0.0%)	(21.0%)	(3.7%)	(1.8%)	(4.6%)	(1.8%)	(1.8%)	(3.1%)	(1.3%)	

* 2002年度予算書によるものである。大蔵財務協会、『私たちの税金 平成14年度版』、大蔵財務協会税のしるべ総局、2002年、17頁。

表 3 〔国税〕：合計(41兆7,860億円)

税 目	税 額	%	税 目	税 額	%
所 得 税	13兆8,100億円	33.0	揮発油税	2兆1,330億円	5.1
法 人 税	9兆1,140億円	21.8	たばこ税	9,170億円	2.2
相 続 税	1兆3,510億円	3.2	関 税	8,080億円	1.9
消 費 税	9兆4,890億円	22.7	印紙収入	1兆1,290億円	2.7
酒 税	1兆7,330億円	4.1	そ の 他	1兆3,020億円	3.1

* 川田剛、『租税法入門』、大蔵財務協会、2003年、8 頁。

表 4 (消費税(付加価値税)の標準税率の国際比較)(2002年 1 月現在)

スウェーデン	25.0%
フ ラ ン ス	19.6%
イ タ リ ア	20.0%
イ ギ リ ス	17.5%
ド イ ツ	16.0%
韓 国	10.0%
日 本	5.0%

* 欧州理事会指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。日本の消費税率 5 %のうち 1 %は地方消費税である。財務省ホームページ。

表 5 〔地方税〕：合計(32兆1,725億円)

道 府 県 税	税 額	%	市 町 村 税	税 額	%
事業税	3兆6,983億円	11.5	市町村民税	7兆3,977億円	23.0
道府県民税	3兆1,389億円	9.8	固定資産税	8兆7,610億円	27.2
地方消費税	2兆3,972億円	7.6	都市計画税	1兆2,570億円	3.9
自動車税	1兆8,109億円	5.6	市町村たばこ税	8,689億円	2.7
軽油引取税	1兆1,283億円	3.5	事業所税	2,815億円	0.9
不動産取得税	4,402億円	1.7	その他の市町村税	1,725億円	0.5
自動車取得税	4,548億円	1.4			
道府県たばこ税	2,828億円	0.9			
その他の道府県税	825億円	0.3			

* 川田剛、『租税法入門』、大蔵財務協会、2003年、10頁。

表 6 直接税と間接税

直接税	所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税
間接税	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、石油税、取引所税、有価証券取引税、自動車重量税、関税、とん税、特別とん税、日本銀行券発行税、印紙税、登録免許税、電源開発促進税

* 大淵薄義、『国税の常識』、税務経理協会、2003年、15頁。

表 7 国税収入の構成の累年比較

区 分		直 接 税	間接税等
1955年	金額(億円)	4,811	4,552
	構成比(%)	51.4	48.6
1965年	金額(億円)	19,416	13,369
	構成比(%)	59.2	40.8
1970年	金額(億円)	51,344	26,388
	構成比(%)	66.1	33.9
1975年	金額(億円)	100,583	44,460
	構成比(%)	69.3	30.7
1980年	金額(億円)	201,628	82,060
	構成比(%)	71.1	28.9
1985年	金額(億円)	258,170	106,332
	構成比(%)	72.8	27.2
1990年	金額(億円)	462,971	164,827
	構成比(%)	73.7	26.3
1995年	金額(億円)	363,519	186,111
	構成比(%)	66.1	33.9
2000年	金額(億円)	323,193	204,016
	構成比(%)	61.3	38.7
2001年	金額(億円)	297,393	202,291
	構成比(%)	59.5	40.5
2002年	金額(億円)	257,891	200,551
	構成比(%)	56.3	43.7
2003年	金額(億円)	242,760	195,806
	構成比(%)	55.4	44.6

* 2002年度以前は決算額であり、2003年度は補正後予算額である。入場税は1961年度まで特別会計。
日本国税庁、『国税庁統計年報書』、日本国税庁、2004年、40頁。

表 8 現行租税体系

		課税形態	普通税・目的税等の区分	租税の分類	税 目
国	税		普通税	収得税	所得税、法人税
				財産税	相続税、贈与税、地価税
				(一般的総称としての)消費税	酒税・消費税・摘発油税・石油ガス税・航空機燃料税・石油石炭税・たばこ税・関税(消費譲与税)
			目的税		地方道路税(地方譲与税)・電源開発促進税
			普通税	流通税	登録免許税・印紙税・自動車重量税・とん税・特別とん税(地方譲与税)
地 方 税	道 府 県 税	直接課税形態 (道府県が直接課税するもの)	普通税	収得税	道府県民税、事業税、道府県法定外普通税
				財産税	固定資産税(大規模償却資産の特例分)・自動車税・鉦区税・狩猟者登録税
				(一般的総称としての)消費税	道府県たばこ税・ゴルフ場利用税・地方消費税・法定外普通税
				流通税	不動産取得税・道府県法定外普通税
			目的税		水利地益税・自動車取得税・軽油引取税・入猟税・道府県法定外目的税
	市 町 村 税	間接課税形態 (国が課税して道府県に譲与等するもの)	交付税		所得税、法人税、消費税、酒税・たばこ税の一部
			譲与税		地方道路譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税
		直接課税形態 (市町村が直接課税するもの)	普通税	収得税	市町村民税・市町村法定外普通税
				財産税	固定資産税・軽自動車税・鉦産税・特別土地保有税
				(一般的総称としての)消費税	市町村たばこ税、市町村法定外普通税
			目的税		水利地益税・共同施設税・国民健康保険税・都市計画税・入湯税・宅地開発税・事業所税・市町村法定外目的税
		間接課税形態 (国が課税して市町村に譲与等するもの)	交付税		所得税、法人税、消費税、酒税・たばこ税の一部
			譲与税		地方道路譲与税・石油ガス譲与税・特別とん譲与税・自動車重量譲与税・航空機燃料譲与税

* 税務研究会、『税法便覧平成14年版』。
川田剛、『租税法入門』、大蔵財務協会、2003年、7頁。

表 9 所得、消費、資産等の税収構成比の推移

区 分	1986年	1988年	1990年	1993年	1997年	2001年
資 産 課 税 等	15.8%	15.8%	13.1%	17.1%	17.5%	16.5%
消 費 課 税	19.0%	17.7%	18.6%	21.8%	26.2%	30.1%
法人所得課税	29.5%	34.3%	30.4%	22.5%	23.8%	21.5%
個人所得課税	35.7%	32.2%	37.8%	38.6%	32.5%	32.0%

* 国税+地方税、資産性所得分を所得課税に含める。
1997年度までは決算額、2001年度については、国税は予算額、地方税は見込み額による。
水谷守男他、『財政』、勁草書房、2002年、80頁。

表10 国民所得に対する租税負担率

区 分	国民所得 (A)	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率	
		国税(B)	地方税	合計(C)	国税(B/A)	合計(C/A)
	億円	億円	億円	億円	%	%
1950年	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4
1955年	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	18.9
1960年	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	18.9
1965年	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	18.0
1970年	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	18.9
1975年	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	18.3
1980年	1,995,902	283,688	158,938	442,626	14.2	22.2
1985年	2,602,784	391,502	233,165	642,667	15.0	24.0
1990年	3,507,152	627,798	334,504	962,302	17.9	27.4
1995年	3,764,542	549,630	336,750	886,380	14.6	23.5
1996年	3,887,107	552,261	350,937	903,198	14.2	23.2
1997年	3,724,334	556,007	361,555	917,562	14.2	23.4
1998年	3,805,335	511,977	359,222	871,199	13.5	22.9
1999年	3,746,015	492,139	350,261	842,400	13.1	22.5
2000年	3,504,499	527,209	355,464	882,673	13.9	23.2
2001年	3,700,468	499,684	355,488	855,172	13.5	23.1
2002年	3,669,000	462,828	334,214	797,042	12.6	21.7
2003年	3,661,000	438,566	326,298	764,864	12.0	20.9

* 日本国税庁、ホームページ。

表11 20～64歳人口及び65歳以上人口の推移

区 分	1975年	1995年	2000年	2020年
20～64歳の人口	67,859千人	78,598千人	78,882千人	68,416千人
65歳以上の人口	8,866千人	18,226千人	21,699千人	32,738千人

* 大淵博義、『国税の常識』、税務経理協会、2003年、11頁。

表12 国民負担率の国際比較

区 分	日 本 (2003年)	アメリカ (1997年)	イギリス (2000年)	ド イ ツ (2000年)	フランス (2000年)
社会保障負担率	15.2%	9.8%	9.8%	25.3%	25.0%
租 税 負 担 率	20.9%	26.2%	41.4%	31.2%	39.8%
計	36.1%	35.9%	51.2%	56.5%	64.8%

* 日本国税庁、ホームページ。

表13 国税局及び沖縄国税事務所の所在地・管轄区域及び税務署数(平成15年3月1日現在)

名 称	所 在 地	管 轄 区 域	税務署数
札幌国税局	札 幌 市	北海道	30カ
仙台国税局	仙 台 市	青森縣、岩手縣、宮崎縣、秋田縣、山形縣、福島縣	52カ
関東信越国税局	埼 玉 市	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、新潟縣、長野縣	63カ
東京国税局	東 京 都	千葉縣、東京都、神奈川縣、山梨縣	84カ
金沢国税局	金 沢 市	富山縣、石川縣、福井縣	15カ
名古屋国税局	名古屋市	岐阜縣、静岡縣、愛知縣、三重縣	48カ
大阪国税局	大 阪 市	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣	83カ
広島国税局	広 島 市	鳥取縣、島根縣、岡山縣、広島縣、山口縣	50カ
高松国税局	高 松 市	徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、	26カ
福岡国税局	福 岡 市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣	31カ
熊本熊本局	熊 本 市	熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣	36カ
沖縄国税事務所	那 覇 市	沖縄縣	6カ

* 日本国税庁ホームページ。

表14 税務大学校における研修生数の推移

区分	種 類	研修期間 2002年	年 度 及 び 研 修 人 員									
			2	6	7	8	9	10	11	12	13	14
本 校 研 修	本 科	1 か年	499	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	専門官基礎研修	4 か月	807	530	583	599	503	480	530	418	414	428
	専 科	7 か月	618	878	757	891	547	563	550	492	978	907
	税 務 理 論 研 修	3 か月	10	17	8	7	8	7	4	5	—	—
	研 究 科	1 年 3 か月	20	21	21	21	22	22	22	24	27	28
	国際調査セミナー 基 礎 コ ー ス	2 か月	70	100	100	99	100	100	150	150	300	300
	国際調査セミナー 実 務 コ ー ス	4 か月	20	48	48	48	48	70	70	100	100	100
	本 校 短 期 研 修	3 日～90日	1,477	1,480	1,551	1,584	1,585	1,556	1,581	1,714	1,884	2,010
	通 信 研 修	6 か月	836	841	863	855	819	850	740	364	489	344
地 方 研 修 所 研 修	普 通 科	1 年 1 か月	1,518	526	549	501	405	415	374	284	258	275
	初任者基礎研修	3 か月	1,961	1,055	526	—	542	498	400	413	372	280
	地 方 短 期 研 修	1 日～2 週間 程 度	6,424	6,708	7,447	7,028	6,797	6,594	6,628	5,806	4,523	8,392
	通 信 研 修	7 か月～ 9 か月	189	184	80	80	—	338	328	379	370	364

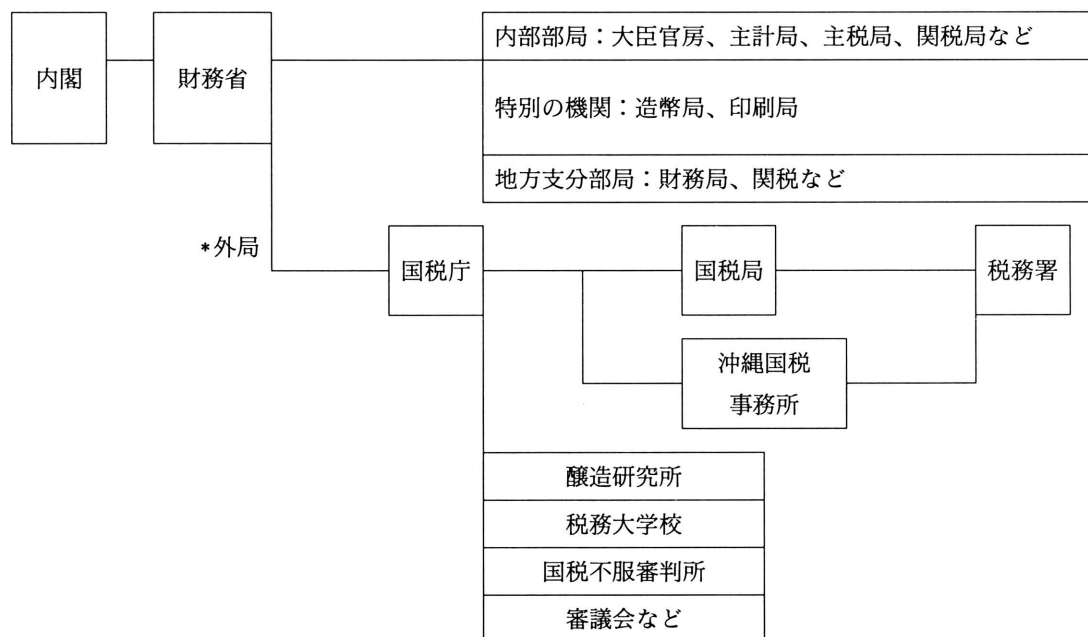
* 研修人員は卒業(修了)人員を示す。日本国税庁、ホームページ。

表15 税理士登録者数

年度	会員数(人)	年度	会員数(人)
1960年	10,888	1995年	62,550
1965年	15,827	1996年	63,009
1970年	24,024	1997年	63,446
1975年	32,436	1998年	63,874
1980年	40,535	1999年	64,456
1985年	47,342	2000年	65,144
1990年	57,037	2001年	65,973
		2002年	66,674
		2003年	67,370

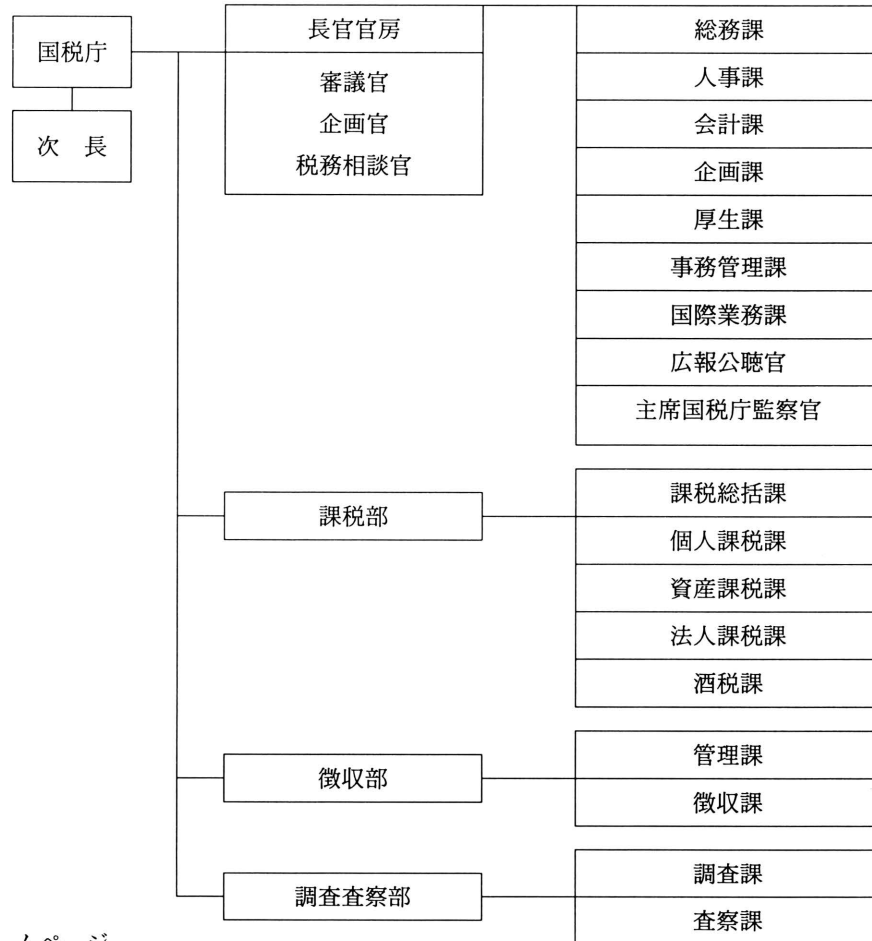
* 日本国税庁、ホームページ。

図1 国税庁組織図



* 日本国税庁、ホームページ。

図2 国税庁内部機構図



* 日本国税庁、ホームページ。

〈参考文献〉

1. 韓国語文献

金完淳、『中長期税務改編に関する研究』、経済科学審議会議、1980年。

大韓商工会議所、『課税行政の合理化方案』、大韓商工会議所、1992年。

税制発展審議委員会、『税制発展研究報告書』、税制発展審議委員会、1990年。

呉然天、『韓国租税論』、博英社、1992年。

柳時権他、『韓・日国税行政の比較評価』、韓国租税研究院、1997年。

柳時権他、『国税行政改革方案』、韓国租税研究院、1994年。

李弼雨他、『租税論』、法文社、2003年。

李俊求、『財政学』、茶山出版社、2003年。

李俊求、『微示経済学』、法文社、1998年。

李泰魯、安慶峰、『租税法講義』、博英社、2002年。

林周堃、『租税支出予算制度の導入に関する研究』、1997年。

張炳淳、『韓国税政社』、普成社、1973年。

韓国国税庁、『国税庁 20年史』、韓国国税庁、1986年。

韓国国税庁、『国税庁 30年史』、韓国国税庁、1996年。

韓国国税庁、『税政100年略史』、韓国国税庁、1996年。

韓国国税庁、『国税統計年報』、韓国国税庁、1995年。

韓国国税庁、『国税統計年報』、韓国国税庁、2003年。

韓国国税庁、『不動産関連税金節約ガイド』、韓国国税庁、2003年。

韓国国税庁、『税金節約ガイド』、韓国国税庁、2003年。

韓国国税庁、ホームページ。

韓国国税公務員教育院、ホームページ。

韓国財務部、『韓国税制史』、韓国財務部、1979年。

韓国財務部、『韓国附加価値税制史』、韓国財務部、1990年。

韓国財務部、『租税制度現況』、韓国財務部、1993年。

韓国財政経済院、『財政関聯統計集』、韓国財政経済院、1995年。

韓国財政経済院、『租税概要』、韓国財政経済院、1996年。

韓国財政経済院、『租税概要』、韓国財政経済院、1998年。

韓国財政経済院、『租税概要』、韓国財政経済院、2003年。

韓国租税博物館設置企劃団、『租税史要約』、韓国租税博物館設置企劃団、2002年。

催濬旭他、『体制転換国租税政策の分析と示唆点』、韓国租税研究院、2001年。

韓国統計庁、『主要経済指標』、『決算概要』、韓国統計庁、各年度。

韓国租税研究院、『OECD 国家における最近の租税改革論議の動向』、韓国租税研究院、2002年。

韓国租税研究院、『光復後50年間の租税と金融政策の発展と政策方向』、韓国租税研究院、1995年。

韓国租税研究院、『租税行政の適正節次と合理化に関する研究』、韓国租税研究院、1995年。

韓国開発研究院、『韓国財政40年史』、韓国開発研究院、1991年。

玄鎮権、『租税関聯資料体系の変遷と改善方向』、韓国租税研究院、1996年。

玄鎮権他、『21世紀に向けた先進税政の定着』、韓国租税研究院、1998年。

2. 日本語文献

阿部泰隆、『行政の法システム（上）』、有斐閣、1992年。

阿部泰隆、『行政の法システム（下）』、有斐閣、1992年。

池田篤彦、『図説日本の税制 平成13年度版』、財経詳報社、2001年。

岩崎健久、『税制新論』、本鐸社、1998年。

牛嶋正、『租税の政治経済学』、有斐閣、1990年。

牛嶋正、『租税原理』、有斐閣、2004年。

大蔵財務協会、『私たちの税金 平成14年度版』、大蔵財務協会税のしるべ総局、2002年。

大蔵財務協会、『財務省の機構 平成14年』、大蔵財務協会、2002年。

大蔵省、『私たちの税制』、大蔵省、1996年。

大淵博義、『国税の常識』、税務経理協会、2003年。

見塚啓明、『財政学』、東京大学出版会、2003年。

加藤淳子、『税制改革と官僚制』、東京大学出版会、1997年。

川田剛、『租税法入門』、大蔵財務協会、2003年。

監査法人トーマツ、『アジア諸国の税法』、中央経済社、2002年。

監査法人トーマツ、『アジア諸国の税法』、中央経済社、2003年。

北野祐一浪、『租税構造の国際比較』、財務省財務総合政策研究所研究部、2003年。

重森暁他、『Basic 現代財政学』、有斐閣、2003年。

須田徹著、『アメリカの税法』、中央経済社、1998年。

税務研究会、『税法便覧平成14年版』。

東京税理士会世田谷支部、『税金のしくみ』、ダイヤモンド社、2003年。

永長正士、『日本の税制』、財経詳報社、2003年。

中村芳昭、『税務行政の改革』、東京税財政研究センター、2002年。

日本経済調査協議会 『税制と経済 OECD 諸国の比較検討』、東京技術協会、2002年。

日本国税庁、『国税庁40年史』、日本国税庁、1990年。

日本国税庁、『国税庁統計年報告』、日本国税庁、1990年。

日本国税庁、『国税庁統計年報書』、日本国税庁、2004年。

日本国税庁、『日本に関する税制行政』、日本国税庁、1995年。

日本国税庁、ホームページ。

速水昇、『財政学』、学文社、2003年。

水谷守男他、『財政』、勁草書房、2002年。

3. 英語文献

World Bank, *World Development Report*, 1998/99.

Feldstein, M., "On the Theory of Tax Reform," *Journal of Public Economics* 6, 1976.